

## 「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立美原こども館の使用の許可の取消等	
根拠条例等・条項	堺市立美原こども館条例 堺市立美原こども館管理運営規則	
所 管 課	地域教育支援部美原こども館	
処 分 基 準	<p style="text-align: center;">・ 設 定                      ・ 設定できない                      ・ 基準を公開できない</p> <p>○堺市立美原こども館条例 (使用の許可の取り消し等) 第7条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。 （1）第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。 （2）この条例又はこれに基づく規程に違反したとき。 （3）使用の許可に付した条件に違反したとき。 2 前項の規定による使用の許可の取消等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>○堺市立美原こども館管理運営規則 (使用の制限) 第4条 教育長は、条例第5条第2項第1号から第3号までに定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、<del>は</del>使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限することができる。 （1）専ら物品の販売のために使用するとき。 （2）前号に掲げるもののほか、館の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞                      ・ 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	